

【こんな相談がありました。】 ネット通販の詐欺的サイト

欲しかった海外人気ブランドのダウンジャケットを探していたが、半額以下で安く販売しているネットを見つけた。直ぐにクレジットカード決済で購入した。配送予定日は、カードで購入申込み後1週間ということであったが、その日が過ぎても送られてこない。連絡しようにもメール以外の連絡方法がない。メールを送っても返事がこない。不安になったのでインターネットでこのサイトを検索したところ詐欺サイトではないかという書込みが多くあった。

この業者との契約を解約したい。どうすれば良いだろうか。口座から代金の引き落としを防げるだろうか。

最近このような詐欺的サイトでクレジットカード決済したが、品物が届かないとか偽物が届いたとのトラブルが多発しています。ブランド品が安く手に入るからと気軽にこのようなサイトで買い物をしないことです。

今回のケースでは、まずクレジット会社に連絡して事情を説明して口座からの現金の引き落としを待って貰うように依頼してください。（これを法律用語で「支払停止の抗弁」と言います。）当然、取引先のサイトにも連絡しなければなりません。詐欺サイトの場合、連絡が取れません。クレジットカード会社が頼りです。特に海外ブランド品（海外サイト利用）の場合には、クレジット会社を通じて国際ブランド（VISA、JCB等）に対してチャージバックを請求するよう依頼してください。

クレジット会社から経緯書の提出など要求されると思います。

意味ややり方が分からない場合には、消費生活センターに相談してください。お手伝いします。

トシ君のひと言

インターネット通販でいろんな物が簡単に手に入るようになりました。便利になりましたが、現物を見ずに写真などで判断して購入するので「自分の思っていたものと違う。」とかトラブルもかなり発生しています。詐欺ネットによる被害も増加しています。

十分注意してネット通販での買い物をしてください。

問い合わせ先 美祢市消費生活センター ☎0837(52)3455

別府体育館の使用禁止について

施設の老朽化により、別府体育館を使用することが困難な状況となっているため、4月1日から使用禁止とさせていただきます。

ご迷惑をお掛けしますがご理解とご協力の程、よろしくお願ひします。

- 問い合わせ先  
生涯学習スポーツ推進課  
☎0837(52)5261

人権擁護委員の委嘱について

市の人権擁護委員として、下記の人が法務大臣より委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心をもってもらえるように、啓発活動を行ったり、法務局の人権相談所や市役所などにおいて、地域の皆さんから人権相談を受けるなどの活動を行っています。

- 委嘱された人権擁護委員
  - ・岡崎 幸子 氏
  - ・小林 法子 氏
  - ・都野 咲子 氏

- 問い合わせ先  
山口地方法務局人権擁護課  
(山口人権擁護委員協議会)  
☎083(922)2295  
[音声案内「1」]

春季全国火災予防運動

3月1日金～7日木

空気が乾燥し、火災の起こりやすい季節です。火の取り扱いに十分注意しましょう。

【サイレン吹鳴について】

火災予防運動の周知と非常用サイレンの機能を点検するため、3月1日金6時から20秒間、非常用サイレンを吹鳴します。火災時のサイレンと間違わないようお願いします。



問い合わせ先 消防本部予防課 ☎0837(52)2286

3月の健康教室

美東病院では、下記のとおり健康教室を開催します。

- 日時 3月11日(木)、13日(金)  
(時間はいずれも12時～12時25分)  
※事前予約不要です。希望日だけ参加することもできます。
- 場所 美東病院総合受付前
- その他 時間の許す限り個別相談もお受けします。
- 問い合わせ先 美東病院事務部  
☎08396(2)0515

山焼き後の秋吉台散策&清掃活動

美祢市自然保護協会では、自然保護活動の一環として、秋吉台を散策しながら清掃活動を行います。

- 実施日 3月9日(日)
- 散策地 秋吉台 龍護峰方面

- 集合時間 9時～(正午頃解散予定)  
※雨天の場合は秋吉台科学博物館にて、学芸員による講義を行います。
- 集合場所 秋吉台家族旅行村駐車場
- 持参品 汚れても良い服装・靴、軍手、タオル、飲み物等  
※ひばさみ、ゴミ袋等は協会が用意します。
- 会員に限らず、どなたでも参加できます。多くの皆さんのご参加、ご協力をお願いします。
- 問い合わせ先  
美祢市自然保護協会事務局  
(秋吉台科学博物館内)  
☎0837(62)0640

## 「緑の募金」にご協力ください

緑とのふれあいを通じて、緑化に対する意識を高めていただくため、3月1日から5月31日までの期間を、春季県土緑化推進運動期間として、「緑の募金」などの緑化運動を展開します。

「緑の募金」では、緑に親しみ健全で豊かな心を育む環境づくりを進め、快適で住みよい緑豊かな郷土づくりに寄与することを目的とし、森林を始めとする地域及び学校の緑化活動に活用しています。

この趣旨をご理解いただき「緑の募金」へのご協力をお願いします。

### ●問い合わせ先

美祢市緑化推進協議会事務局  
(農林課内)  
☎0837(52)1115

## 美祢市シルバー人材センター入会説明会

- 日時・場所 3月18日(日)
- ・9時 美東事務所
- ・10時30分 秋芳事務所
- ・14時 美祢事務局

また、美祢市シルバー人材センターでは、臨時的かつ短期的な雇用による就業についての職業紹介、及び労働者派遣事業も行っています。

### ●問い合わせ先

美祢市シルバー人材センター美祢事務局  
☎0837(53)0541

## 女子学生向け キャリア支援ガイダンス

県内への就職を考えている女子大学生等を対象とした女子学生向けキャリア支援ガイダンスを開催します。

- 日時 3月15日(金) 13時～16時  
13時～13時45分：就活セミナー  
(就活レディの身だしなみ・メイク講座)  
14時～16時：女性が輝く企業研究ブース他
- 場所 海峡メッセ下関(下関市豊前田町3-3-1)
- 面談対象者 全学年の女子学生(大学、短大、専修学校等)
- 参加対象企業
  - ・県内に事業所を有し、原則として県内での常用雇用の実績がある企業
  - ・県内勤務地の学生向け求人募集の予定がある企業
- その他 参加費無料、予約不要、入退場自由
- 問い合わせ先 山口しごとセンター  
☎083(976)1145

## 相続登記はお済みですか？

不動産(土地・建物)の登記名義人(所有者)がお亡くなりになったときは、不動産の所在地を管轄する法務局に相続登記(名義変更)の申請が必要です。

相続登記をしないままだと、「相続」が「争続」になってしまうことも…。  
相続登記をすることは、自分の権

利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにもなります。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

### ●問い合わせ先

山口地方法務局宇部支局  
☎0836(21)72111  
(音声ガイダンス[2]⇒[1])  
※登記相談は予約制です。  
☞<http://www.houmukyoku.moj.go.jp>

## 山口県読売駅伝2019

萩市をスタート、長門市を經由し美祢市を縦断、山口市をフィニッシュとする山口県読売駅伝が下記のとおり開催されます。

選手や大会関係車両の通過時、沿道の皆さんにはご迷惑をおかけすることと思いますが、ご理解、ご協力をお願いします。

- 主催 山口県、山口陸上競技協会、読売新聞社、スポーツ報知西部本社
- 日時 3月10日(日) 9時30分出発(萩市民体育館前)
- コース 萩市(萩市民体育館前)→長門市→美祢市→山口市(維新公園陸上競技場) 8区間67.6km
- 市内中継所及び予定通過時刻

区間	中継所(ルート)	予定時刻
5区	半田バス停 (湯免から秋吉へ)	10時55分
6区	秋芳洞バスセンター前 (大田経由で真長田へ)	11時37分
7区	定住センター前バス停 (小郡方面へ)	12時19分

問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課  
☎0837(52)5261

## 俳句と短歌

## HAIKU TO TANKA

【秋芳短歌会】  
ただ今の元気な声にお帰りと  
奥の方から弾む声する  
同窓会杯交し語らえは  
十五の記憶蘇るなり  
戦なく終わる平成ありがたし  
地震豪雨の災害嘆くも

井上 弘子  
重本 絵美  
前田 時博

【ホトトギス秋芳句会】  
摘草に我を忘れし峡の午後  
火の道を走り広がる焼野かな  
【秋芳野火句会】  
主居ぬ庭のさざんか散り終へて  
報恩講ひときわ低い僧の声

山中 佳子  
植山 春香  
阿野 恵子  
長谷 伸由

【美東俳句会】  
何はとも三時の珈琲春よ来い  
行きはバス帰りは電車よ春の風

松村 和恵  
重本 栄子

【美祢あさぎり句会】  
花待ちて待つだけの日々若い二人  
後手に散歩がてらの植木市

伊藤みよ子  
池田 尊陽

【美祢つばみ句会】  
平成のうしろ髪引く除夜の鐘  
温暖化雪やこんこん遠くなり

川崎 敏子  
百合野 千里



# JR美祿線 ダイヤ改正



JR厚狹駅での新幹線の乗継をスムーズに行うため、JR美祿線のダイヤ改正が、3月16日(土)に実施されます。出張や旅行など、さまざまな場面でJR美祿線をご利用ください。

## ダイヤ改正前

厚狹発	美祿発	長門市着
10:32	11:01	11:37
—	12:19	12:54 <sup>※</sup>
13:20	13:48	14:25
長門市発	美祿発	厚狹着
12:03	12:40	13:07
13:57	14:33	15:01

## ダイヤ改正後

厚狹発	美祿発	長門市着
10:17	10:50	11:26
—	12:40	13:15 <sup>※</sup>
13:28	13:56	14:33
長門市発	美祿発	厚狹着
11:41	12:17	12:45
13:42	14:18	14:45

※は臨時列車

# あんもないと号ダイヤ改正



①JR美祿線のダイヤ改正の実施に伴い、そのダイヤ改正に併せてJR美祿駅からの「あんもないと号」の乗継を一部調整しました。

## ダイヤ改正前

市内主要幹線 平日(月~金)	大田中央発	美祿駅(経由)	美祿市立病院着
	10:14	10:53	10:58
	美祿駅発	秋吉着	
	13:53	14:15	

## ダイヤ改正後

市内主要幹線 平日(月~金)	大田中央発	美祿駅(経由)	美祿市立病院着
	10:05	10:44	10:49
	美祿駅発	秋吉着	
	14:00	14:22	

## 市内主要幹線 土日祝

大田中央発	美祿駅着
10:13	10:49

大田中央発	美祿駅着
10:08	10:44

②伊佐小学校の下校時間に対応するため、あんもないと号のダイヤを一部改正します。ダイヤの改正は、4月1日(月)から実施する予定です。

## ダイヤ改正前

堀越・根越線	美祿市立病院発	北川(経由)	二ツ道祖着
	15:19	15:30	15:43

## ダイヤ改正後

堀越・根越線	美祿市立病院発	北川(経由)	二ツ道祖着
	15:14	15:25	15:38

※土日祝も同様のダイヤ設定となります。

杉谷線	美祿市立病院発	伊佐小学校前(経由)	杉谷着
	15:30	15:40	16:00
	16:40	16:50	17:10
	杉谷発	伊佐小学校前(経由)	美祿市立病院着
	16:05	16:25	16:35

杉谷線	美祿市立病院発	伊佐小学校前(経由)	杉谷着
	15:10	15:20	15:40
	16:20	16:30	16:50
	杉谷発	伊佐小学校前(経由)	美祿市立病院着
	15:50	16:10	16:20

※その他、詳細については各駅の時刻表等をご覧ください。また、ダイヤが整い次第「美祿市公共交通時刻表」を適宜更新しますが、市ホームページには、4月上旬頃に掲載する予定です。そちらをご覧ください。本市では、これからの市民の皆さんのニーズに合った持続可能な公共交通網の構築をめざしていきます。

問い合わせ先 地域振興課 ☎0837(52)1128

## 移動市長室(3月)

3月の移動市長室の開催はありません。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

問い合わせ先 秘書課 ☎0837(52)5250

## 3月納付 カレンダー 4月1日

納期限

納付種別	納付対象
国民健康保険税	9期
介護保険料	9期
市営住宅使用料	3月分
有線テレビ使用料	6期

# 固定資産課税台帳の閲覧及び 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について



詳しい閲覧・縦覧方法は次のとおりです。

ご不明な点は税務課固定資産税係までお問い合わせください。



## 固定資産課税台帳の閲覧について

この制度は、主に納税義務者が固定資産課税台帳により、自己の資産について課税内容を確認できる制度です。

固定資産の売買、相続、家屋の新・増・改築、取り壊し、土地の現況が変わった人、土地改良事業の換地処分終了の土地所有者及び地籍調査登記完了の土地所有者など、ご自分の資産について確認されたい人は、次の要領で閲覧できます。

**※納税者には、納付書と同時に固定資産課税明細書を送付しますので、この明細書でも確認することができます。**

**※交付を希望される場合は1枚につき10円の複写料がかかります。**

閲覧開始日 4月1日～(田・回・罫を除く。)

※4月1日回～5月7日罫まで手数料は無料です。

閲覧時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課、美東・秋芳総合支所及び各出張所

※本庁、美東総合支所、秋芳総合支所及び全ての出張所で固定資産課税台帳(写)の発行が可能です。

閲覧できる人

- ①納税者
- ②納税義務者
- ③納税管理人
- ④納税者と同居の親族(確認が必要となります。)  
※納税者と別居している親族は委任状が必要です。  
様式は市ホームページからダウンロードできます。
- ⑤借地人及び借家人(確認が必要となります。)  
※当該権利の目的である土地又は家屋について記載された部分のみ
- ⑥納税者から委任を受けた人  
(必ず委任状を持参してください。)
- ⑦固定資産の処分をする権利を有する一定の人  
(法の定めによる管理人・管財人など)  
※当該権利の対象となる固定資産について記載された部分のみ
- ⑧賦課期日(1月1日)以後の新所有者

## 土地価格等縦覧帳簿及び 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

この制度は、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較できる制度です。縦覧を希望される人は次の要領で縦覧ができます。

縦覧期間 4月1日～5月7日  
(田・回・罫を除く。)

縦覧時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 美祢地域分→税務課  
美東地域分→美東総合支所  
秋芳地域分→秋芳総合支所  
(各出張所では縦覧できません。)

縦覧できる人

- ①納税者
- ②納税者から委任を受けた人  
(必ず委任状を持参してください。)
- ③納税者と同居の親族及び納税管理人  
(確認のため納税通知書・課税明細書などを持参してください。)

※納税者と別居している親族は委任状が必要です。

※縦覧できる人かどうかを確認するため、納税通知書・課税明細書又は運転免許証など、本人確認できるものを窓口でご提示いただきますので、ご協力をお願いします。

縦覧方法

- ①窓口備付縦覧整理票に必要事項を記入し、提出してください。
- ②土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項は、複写はできませんのであらかじめご了承ください。メモを取る場合は、備付のメモ用紙をお願いします。
- ③ご本人所有の土地や家屋以外の評価の内容については、個人情報保護の観点から詳細に説明することはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ④縦覧期間経過後は、開示することはできません。

問い合わせ先 税務課 [☎0837(52)5234]

生活環境課からのお知らせです

# 家庭ごみの正しい出し方について

問い合わせ先  
生活環境課 ☎0837(53)1090

## 1 平成31年度版「家庭ごみの正しい出し方」等の配布について

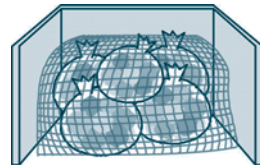
広報「げんきみね」3月1日号配布に合わせて、平成31年度版「家庭ごみの正しい出し方」「家庭ごみの分別ガイド」を配布しています。

「家庭ごみの正しい出し方」「家庭ごみの分別ガイド」は、毎年度内容の変更を行っていますので最新版を使用してください。

分別の悪いごみは収集しませんので、ごみの分別や収集日などのルールを守って正しいごみ出しをお願いします。

## 2 ごみ集積所(ごみステーション)の正しい利用について

ごみは、自分の住む行政区の自治会等所有の集積所など、決められた集積所に出してください。決められた場所以外へのごみ出しは、ごみの不法投棄となり、法律違反となる場合がありますので正しいご利用をお願いします。



## 3 スプレー缶のごみの出し方について

全国各地で、中身の残ったスプレー缶、カセットボンベがごみに出され、ごみ収集車両やごみ処理施設での火災が報道されています。

缶に穴をあけるか、「ガス抜きキャップ」で中身を全部出し切ってからごみとして出してください。

事故が起きないように、もう一度ごみの出し方を確認してください。

詳しくはエアゾール協会のホームページをご覧ください。

<http://www.aiaj.or.jp/>



### スプレー缶の正しいごみの出し方

- ①缶を手で振って中身の有無を確認してください。
- ②「シャカシャカ」「ジャブジャブ」など、音がすれば中身が残っていますので、必ず使い切ってください。
- ③音がしなくても中身やガスが残っている場合がありますので「ガス抜きキャップ」を使用し出し切ってください。

※ガス抜きキャップを使用する場合は、風通しの良い火気のない屋外で行ってください。

## 国民健康保険の届出を忘れずに!

就職により会社の健康保険に入ったときや、退職して会社の健康保険をやめたときなどは**14日以内**に国民健康保険の届出が必要です。

		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の都道府県から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書、印かん、※
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん、※
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん、※
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん、※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん、※
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート、印かん、※
国保をやめるとき	他の都道府県へ転出するとき	保険証、印かん、※
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、保険証、印かん、※
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん、※
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん、※
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん、※
その他	外国籍の人がやめるとき	在留カード、保険証、印かん、※
	県内で住所が変わったとき	転入の場合は転入前の市町の転出証明書、保険証、印かん、※
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん、※
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、他市区町村住民票、保険証、印かん、※
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、印かん、※ (使えなくなった保険証)	
交通事故や他人の行為でけが等をしたとき	交通事故証明書など、保険証、印かん、※	

※届出の際は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。個人番号カード又は通知カードをご持参ください。

問い合わせ先 市民課 ☎0837(52)5231



# 休日窓口の開設 平日窓口の時間延長

市では、住民異動の多い時期に合わせ、**休日窓口の開設**と**平日窓口の時間延長**を行います。

なお、他の行政機関などに関する業務については、手続きできないものもあります。必要に応じて、事前にお問い合わせください。

## 休日開設

4月7日回 9時～15時

休日  
開設

## 平日延長

3月27日(金)、28日(土)、29日(日) 19時まで  
4月1日(月)、2日(火)、3日(水)

平日  
延長



### ■本庁

- 市民課〔☎0837(52)5230〕休日開設 平日延長  
戸籍関係の証明書の交付、戸籍届出の受付、住民票の写しの交付、住民異動届(転入・転居・転出等)の受付  
※休日は、住民基本台帳カード・個人番号カードを利用した業務は一部できない場合があります。  
印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、個人番号カードの交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務
- 地域福祉課〔☎0837(52)5228〕休日開設 平日延長  
乳幼児・こども医療助成制度、児童手当の手続業務
- 税務課〔☎0837(52)5234〕休日開設 平日延長  
税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書)
- 収納対策課〔☎0837(52)5235〕休日開設 平日延長  
税務証明書の発行業務(納税証明書)、窓口納付、納付相談等

### ■総合支所

- 美東総合支所総合窓口課〔☎08396(2)5009〕休日開設
- 秋芳総合支所総合窓口課〔☎0837(62)1910〕休日開設  
戸籍関係の証明書の交付、戸籍届出の受付、住民票の写しの交付、住民異動届(転入・転居・転出等)の受付  
※住民基本台帳カード・個人番号カードを利用した業務は一部できない場合があります。  
印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、個人番号カードの交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の手続業務、乳幼児・こども医療助成制度、児童手当の手続業務、税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書、納税証明書)

### ■上下水道局

- 管理業務課〔☎0837(52)0795〕休日開設 平日延長  
上下水道使用中止届、使用開始届の書類受付

### ■教育委員会事務局

- 学校教育課〔☎0837(52)1118〕休日開設 平日延長  
小・中学校の転入学手続

## 個人番号カード(マイナンバーカード)の受取はお済みですか?

個人番号カード(マイナンバーカード)の申請手続をされた人には、市からカードの受取についてハガキでご案内をしています。ハガキに記載された必要書類を持参のうえ、ご来庁ください。

ただし、3月4日(月)は、システムの都合によりカードの交付ができませんので、あらかじめご了承ください。

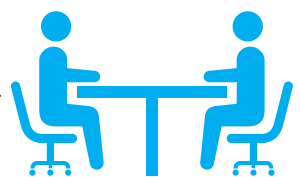
問い合わせ先 市民課〔☎0837(52)5230〕

## 司法書士による無料法律相談を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度や相続・登記に関する事などの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。

対象者は市内にお住まいの人となります。

- 相談日時 原則毎月第1木曜日 13時30分～15時30分  
相談場所 美祢市役所又は各総合支所  
相談時間 1人20分以内  
申込方法 電話による予約制で先着6人です。  
予約受付 原則無料相談の1週間前の木曜日から開始します。開庁日の8時30分～17時までに下記の電話番号で受け付けます。  
予約電話 市民相談室〔☎0837(52)5230〕  
☆5月・1月は都合により第2木曜日に開催します。  
予約受付開始日にご注意ください。  
なお、相談日・予約受付開始日等が変更になる場合があります。毎月発行される市報の「各種相談」でご確認ください。



相談日 (13時30分～15時30分)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月4日(金)	美祢市役所	3月28日(金)
☆5月9日(金)	美東総合支所	☆4月25日(金)
6月6日(金)	美祢市役所	5月30日(金)
7月4日(金)	美祢市役所	6月27日(金)
8月1日(金)	秋芳総合支所	7月25日(金)
9月5日(金)	美祢市役所	8月29日(金)
10月3日(金)	美祢市役所	9月26日(金)
11月7日(金)	美東総合支所	10月31日(金)
12月5日(金)	美祢市役所	11月28日(金)
☆1月9日(金)	美祢市役所	☆12月26日(金)
2月6日(金)	秋芳総合支所	1月30日(金)
3月5日(金)	美祢市役所	2月27日(金)

問い合わせ先 市民相談室〔☎0837(52)5230〕

# 各種相談

**年金** 3月13日 美祢市民会館  
9時30分～12時、13時～15時30分  
予約先 宇部年金事務所 (☎0836(33)7111)

**農業問題** 3月12日 農業委員会事務局  
9時～11時30分 ※開催1週間前までに要予約  
予約先 農業委員会事務局 (☎0837(52)5241)

**人権**  
3月6日 綾木公民館 13時30分～16時30分  
3月13日 秋芳地域福祉センター 13時30分～16時30分  
3月20日 美祢市民会館第3会議室 10時～15時  
問い合わせ先 山口地方法務局人権擁護課 (☎083(922)2295)

**行政**  
3月20日 美祢市民会館 10時～12時  
美東地域福祉センター 13時30分～16時30分  
3月27日 岩永公民館 13時30分～16時30分  
問い合わせ先 市民課 (☎0837(52)5230)

**職業**  
3月11日 美東センター 13時30分～14時30分  
3月13日 ザンワーク美祢 11時～15時30分  
3月25日 嘉万公民館 13時30分～14時30分  
3月27日 ザンワーク美祢 11時～15時30分  
問い合わせ先 宇部公共職業安定所 (☎0836(31)0164)

**心配ごと** 毎週水曜日 13時30分～16時30分  
(※受付は16時まで)  
3月6日 美祢市社会福祉協議会、綾木公民館  
3月13日 伊佐公民館、秋芳地域福祉センター  
3月20日 美祢市社会福祉協議会、美東地域福祉センター  
3月27日 美祢市社会福祉協議会、岩永公民館  
問い合わせ先 美祢市社会福祉協議会 (☎0837(52)5222)

**司法書士による無料法律相談** 13時30分～15時30分  
3月7日 美祢市役所  
※4月4日 美祢市役所 (※3月28日 予約開始)

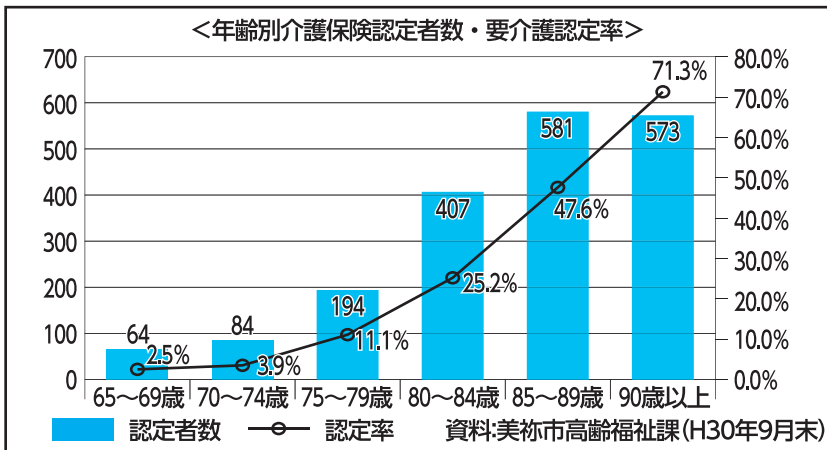
**弁護士による無料法律相談** 13時30分～15時20分  
3月22日 美東総合支所 (3月15日 予約開始)  
予約先 市民相談室 (☎0837(52)5230)

## 地域包括支援センターだより Vol.11

～いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らすために～

### 【健康寿命を延ばそう】

美祢市で介護保険の認定を受けている人の認定者の割合は、65～69歳でわずか2.5%ですが、85歳～89歳で2人に1人(47.6%)、90歳以上になると4人に3人(71.3%)の割合となり、高齢になるにつれて急激に高くなってきます。



介護や支援の必要がなく、健康で自立して活動し生活できる期間を健康寿命といいます。健康寿命は自分で延ばすことができます。

誰もがいつまでも自立して暮らしていけるよう、元気で過ごすコツとして、これまでに『運動、栄養、口の健康、認知症予防、閉じこもり防止』などの介護予防について掲載してきました。

「今はまだ元気だから大丈夫!」と思う人もいるかもしれませんが、油断は大敵です。

日々の生活で、自分でできることから介護予防に取り組んでいきましょう。

問い合わせ先 美祢市地域包括支援センター(美祢地域) (☎0837(54)0138)  
美祢東地域包括支援センター(美東・秋芳地域) (☎0837(62)0155) (☎08396(2)1234)



### 来てみて認知症カフェ3月カレンダー

**なごみカフェ** 9日 9時～15時30分  
場所: 田代台病院デイ・ケアなごみ

**ほっとカフェ** 12日 10時～14時30分  
場所: 美祢市ボランティアコーナー

**ありがとうカフェ** 3日 13時30分～15時  
場所: デイサービスセンターありがとう

**カフェゆいしん** 13日 13時～15時  
場所: Graceful唯心

**えむカフェ** 16日 14時～16時  
場所: グリーンヒル美祢

**おしゃべりカフェ** 20日 13時～15時  
場所: 古民家みとう

**ふれあいカフェシエテ** 22日 11時30分～14時  
場所: シエテ ※要予約 (☎0837(57)0124)

( )内は県下総数

### データで見る美祢市

	人口	前月比
人口	24,507人	▲64人
男	11,549人	▲30人
女	12,958人	▲34人
世帯数	11,117世帯	▲16世帯

	人身事故			物損事故
	件数	死者	傷者	
1月中	6(278)	1(3)	11(345)	60(3041)
累計	6(278)	1(3)	11(345)	60(3041)
昨年対比	6(▲53)	1(3)	11(▲73)	▲17(▲556)

# 美祿市病児保育事業のご案内

## ～子育て中のご家庭の皆さまへ～

4月から美祿市病児保育事業が始まります。この事業は、お子さんが病気などで集団生活が困難な状態にあり、保護者の勤務等の都合により家庭での保育ができない場合に、お子さんを一時的にお預かりする事業で、保護者の「子育てと就労の両立」を支援します。

### 対象となる児童

生後6か月から小学校6年生までの児童で、医師の診断後、当面症状の急変する見込みがない児童

### 対象となる病気

- 風邪、消化不良症など乳幼児が日常的にかかる疾患
- インフルエンザなどの感染性疾患
- 喘息などの慢性疾患、熱傷などの外傷性疾患など

### 利用時間

平日の8時から17時30分（年末年始を除く）

### 利用の流れ

- ①事前登録
- ②利用希望の前日17時30分までに電話で予約する  
（当日朝の予約でも状況等により利用できます）
- ③医療機関受診時に連絡票に記入してもらう
- ④当日、医療機関の連絡票を持参のうえ、利用申請書に記入して利用する

### 事前登録について

平成31年（2019年）度の登録を3月1日から受け付けます。登録申請書に記入し、地域福祉課、各総合支所窓口へ提出してください。（4月1日以降は病児保育施設へ提出）

登録申請書は地域福祉課、各総合支所窓口に設置しています。また、子育て応援サイト「つぼみねっと」からダウンロードできます。

登録は利用当日でもできますが、もしもの時に備えて早めの登録をお願いします。

### 利用料金について

1人1日 2,000円

（利用時間が5時間以内のときは1,000円）

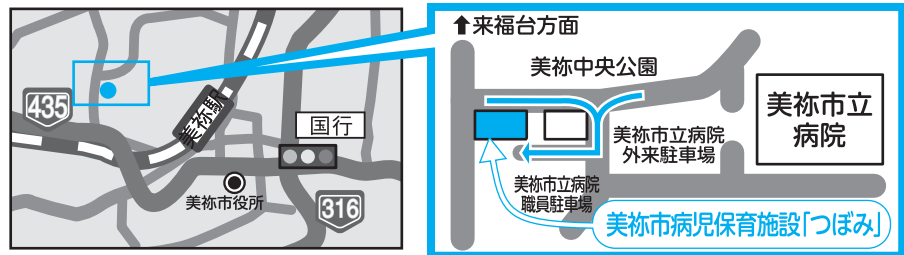
利用世帯の所得等により免除になる場合があります。

### 施設の定員

1日にお預かりできる児童は3人までです。病状や予約状況によりお預かりできない場合があります。

### 美祿市病児保育施設「つぼみ」

施設の愛称は、市民の皆さんから応募いただいた中から、親しみやすく覚えやすい「つぼみ」に決まりました。



美祿市立病院職員駐車場敷地内に開設準備中

詳しいことは、美祿市子育て応援サイト「つぼみねっと」の美祿市病児保育施設「つぼみ」ご利用案内をご覧ください。右記までお問い合わせください。

申込み・問い合わせ先

地域福祉課地域子育て支援室 ☎0837(52)5228

つぼみねっと



## 3月の日曜休日当番医

美祿市医師会		診療時間	9時～17時
3日回	中元医院	伊佐町稲荷町	☎0837(53)0323
10日回	植田救急クリニック	大嶺町曾根下	☎0837(52)9237
17日回	白井クリニック	於福町金山2区	☎0837(56)1122
21日回	山本医院	大嶺町中村上	☎0837(52)1516
24日回	三澤医院	西厚保町大村	☎0837(58)0011
31日回	野間クリニック	大嶺町長ヶ坪	☎0837(54)0510
美祿郡医師会		診療時間	9時～17時
3日回	さかい内科クリニック	秋芳町秋吉	☎0837(62)1200
10日回	美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
17日回	時澤医院	秋芳町秋吉	☎0837(62)0015
21日回	美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
24日回	吉崎内科医院	美東町大田	☎08396(2)5066
31日回	美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515

## もぐもぐひろば

おひざに抱っこで参加できる食の体験教室を開催します。

第3回は災害時に役立つ乳幼児のためのローリングストック法を紹介します。

- 日時 3月18日(日) 10時～11時
- 場所 美祿市保健センター和室
- 対象者 乳幼児の保護者
- 募集人員 10組
- 参加費 100円
- 持ってくる物 お茶、スプーン、フォーク
- 申込み期限 3月11日(日)
- 申込み・問い合わせ先 健康増進課 ☎0837(53)0304